

## 2024年度 立命館アジア太平洋大学 国内学生授業料減免 募集要項

本奨学金は、「国の高等教育修学支援制度（以下、JASSO 給付奨学金）」の**第Ⅰ区分・第Ⅱ区分・第Ⅲ区分**に採用された学生の授業料減免額を授業料の半額まで引き上げる立命館アジア太平洋大学独自の奨学金です。

なお、在留資格等または大学への入学時期等により JASSO 給付奨学金に申請資格がない（在留資格が「家族滞在」、高校卒業から大学入学まで2年以上経過している等）国内学生も本制度に申請できます。

本制度の適用を希望する者は、本要項をよく読み、必ず期日までに申請手続きを行って下さい。  
※本制度に申請されたセメスターの学費は期日までに一旦満額をお支払い頂き、本奨学金に採用された場合は、10月中旬頃（春セメスター募集）もしくは2月中旬頃（秋セメスター募集）に減免分を返金いたします。

### 1. 制度概要

減免額	： 授業料の半額
減免期間	： 採用されたセメスターから第8セメスターまで (毎年、家計基準・学業基準についての審査があります)
採用人数	： 大学の予算の範囲内
支給方法	： 授業料請求時に半額の金額で請求

### 2. 申請資格

- ・ JASSO 給付奨学金の申請者、採用者。
- ・ 在留資格等または大学への入学時期等により JASSO 給付奨学金の申込資格がない者\*
  - \* 在留資格が「家族滞在」、高校を卒業してから大学入学まで2年以上経過している等
  - \* 家計基準が上回る等、JASSO の選考基準を満たしていない為に、給付奨学金に申請できない方は本制度の対象になりません。

### 3. 選考基準

#### (1) 家計基準

JASSO の給付奨学金基準に準ずる。

**JASSO 給付奨学金の申込資格がない者**に関しては、**以下の基準**とする。

給与所得者世帯の場合：年間世帯収入額の合計が **400 万円以下(収入額)**

給与所得者世帯以外の場合：年間所得金額の合計が **57 万円以下(所得額)**

#### (2) 学業基準

大学が定める以下の**学業基準を満たす**こと

##### 【1 セメスター回生の場合】

次の①から④までの**いずれかに該当**すること

① 高校の評定平均値が 3.5 以上であること

- ※ 卒業した年度（高校1年～3年）までの累積
- ② 入学試験の成績が入学者の上位 1/2 以上であること
- ③ 高卒認定試験の合格者であること
- ④ 学修計画書を提出し、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

**【2 セメスター回生以上の場合】**

次の①か②のいずれかに該当すること

- ① 在学する大学等における学業成績について、GPA（平均成績）等が上位 1/2 以上であること

※ GPA は申請する年度の前年度（前学年）までの累積

※ 母集団は学部ごと及びセメスターごととし、大学が計算します。

- ② 次の（ア）及び（イ）いずれにも該当すること

（ア）修得単位数が標準単位数以上であること

※申請する年度の前年度までの累積単位数

<標準単位数>

終了セメスター	標準単位数（累積）
1 セメスター終了時	16 単位以上
2 セメスター終了時	31 単位以上
3 セメスター終了時	47 単位以上
4 セメスター終了時	62 単位以上
5 セメスター終了時	78 単位以上
6 セメスター終了時	93 単位以上
7 セメスター終了時	109 単位以上

（イ）学修計画書を提出し、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

※ 下記のいずれかに該当する場合は採用されません。

- ・ 修業年限で卒業又は終了できないことが確定したとき。
- ・ 修得した単位数の合計数が標準単位数の 5 割以下であるとき。

**4. 申請方法**

スチューデント・オフィスのホームページより申請書をダウンロードし、受付期間内に必要書類と一緒にスチューデント・オフィス奨学金担当へご提出ください。郵送の場合は、封筒に「国内学生授業料減免 担当行」と必ず記載してください。

**5. 申請期間等**

募集区分	申請受付期間
春セメスター募集	2024 年 4 月 1 日～2024 年 6 月 30 日
秋セメスター募集	2024 年 9 月 21 日～2024 年 11 月 30 日

※締切日必着

※受付期間を過ぎての書類受付はできません。

## 6. 出申請書類

JASSO 給付奨学金へ申込資格のある方：下記(1)の申請書のみ提出。

JASSO 給付奨学金へ申込資格のない方：下記(1)～(7)全てを提出。

(1) 申請書 (スチューデント・オフィスのホームページよりダウンロード)
(2) 父および母、またその他 <b>家計支持者を含めた家族全員</b> (別居する家族を含む) の <b>最新の「所得証明書 (課税証明書・非課税証明書)」</b> ※お住まいの市区町村で取得し、ご提出ください。 ※収入のない方も「非課税証明書」を必ずご提出ください。 ※ひとり親家庭の場合はいずれかおひとり分で結構です。 ※日本語・英語以外で作成された文書は、日本語もしくは英語訳を付してください。
(3) <b>学修計画書</b> ※ ダウンロードは <a href="#">こちら</a>
(4) JASSO 給付奨学金に <b>申請資格がないこと</b> を証明する書類 <b>外国人登録原票(写し)、卒業証書のコピー等</b> ※外国人登録原票の申請方法については <a href="#">こちら</a> <a href="https://www.moj.go.jp/isa/applications/disclosure/foreigner.html">https://www.moj.go.jp/isa/applications/disclosure/foreigner.html</a>
(5) 奨学金振込口座の <b>通帳コピー</b>
(6) <b>【1 セメスター回生の場合】</b> 次の①または②の書類 ① 高校の評定平均値(1年生～3年生の累積)がわかる書類 <b>調査書等</b> ② 高卒認定試験の合格がわかる書類
(7) <b>【ひとり親家庭の場合】</b> ひとり親を証明する書類 <b>戸籍謄本等</b>

## 7. 選考

申請書類に基づき、家計基準・学業基準について審査いたします。

\*家計基準については日本学生支援機構 (JASSO) 奨学金の計算方法に準じます。

\*学業基準については JASSO 給付奨学金と同一基準といたします。

選考結果は、スチューデント・オフィスより申請者本人にキャンパスターミナルを通じて通知します。

募集区分	選考結果発表	返金時期
春セメスター募集	9月中旬	10月中旬頃
秋セメスター募集	1月中旬	2月中旬頃

\*春セメスターの授業料納付期日は5月31日、秋セメスターの学費納付期日は11月30日です (延納なし)。JASSO 給付奨学金の採否結果により本奨学金の採否も決定する為、本奨学金の結果発表は学費納付期日より後になります。春セメスターは4月上旬に通知される学費納付額を5月31日までに納め、秋セメスターは10月上旬に通知される学費納付額を11月30日までに納めてください。本奨学金の結果発表後、採用された方には減免分の返金をさせていただきます。学費納付期日までに学費納付が確認できない場合は「学費未納除籍」となりますので、ご注意ください。

## 8. 継続審査（JASSO 適格認定）について

本制度採用後、毎年、家計基準は7～9月(所得証明書発行時期)、学業基準に関しては、春入学者は3月、秋入学者は9月に継続審査(適格認定)を行い、結果を通知します。

### \*家計基準

- ①JASSO 給付奨学金受給者は、同制度の審査結果を使用します。
- ②JASSO 給付奨学金受給者以外の方は、収入を示す所得証明書（課税証明書・非課税証明書）をご提出ください。

### \*学業基準

JASSO 給付奨学金の適格認定と同じ基準とします。

#### 【参考】JASSO 給付奨学金の適格認定基準

区分	学業基準
廃止	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 修業年限で卒業又は終了できないこと（卒業延期）が確定した場合</li><li>・ 修得単位数の合計数が標準単位数の5割以下の場合</li><li>・ 出席率が5割以下、その他学修意欲が著しく低い状況にあると認められる場合</li><li>・ 連続して「警告」に該当し、2回目の「警告」事由がGPA事由「のみ」でない場合</li><li>・ 「停止（成績）」後最初の適格認定（学業）において「継続」相当以外の場合</li></ul>
停止（成績）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 連続して「警告」に該当し、2回目の警告の事由がGPA事由「のみ」の場合</li><li>・ 「停止（成績）」後最初の適格認定において、学業成績が「継続」相当の場合は「停止（成績）」を解除し、「継続」相当以外の場合は「廃止」とする。</li></ul>
警告	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 修得単位数の合計数が標準単位数の6割以下の場合</li><li>・ GPA（平均成績）等が学部等における下位1/4の範囲に属する場合</li><li>・ 出席率が8割以下など、学修意欲が低いと学校が判断した場合</li></ul>
継続	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 「廃止」「警告」「停止（成績）」以外</li></ul>

※ 修得単位数の合計数が標準単位数の1割以下の場合、減免済授業料の遡及返還が求められます。

## 9. 停止について

- (1) JASSO 給付奨学金受給者  
同制度の家計基準で「対象外」となった場合
- (2) JASSO 給付奨学金受給者以外  
家計基準において、年間世帯収入額の合計が、給与所得者世帯で400万円(収入額)または給与所得者世帯以外で年間所得金額の合計が57万円(所得額)を超えた場合

## 10. 取消について

次のいずれかに該当する場合は、本制度の適用を取り消すことがあります。

- (1) 退学または除籍となったとき
- (2) 休学したとき

※復学した場合、休学直前の継続審査で条件を満たしていれば再支給を認める。

- (3) 学生懲戒規程による懲戒処分を受けたとき
- (4) 本制度の適用を辞退したとき
- (5) 申請の際虚偽の申告をするなど、要件を満たさない申請をして本制度の適用を受けたことが判明したとき
- (6) その他、適用者として適当でないと学生委員会が判断したとき
- (7) JASSO 給付奨学金受給資格を失ったとき
- (8) 継続審査の学業基準で「取消」となった場合

## 11. 学費減免の方法

- (1) 学費納付期日後に採用が決定した場合  
授業料の全額を一旦お支払いただき、採用決定後に減免分を返金いたします。  
次のセメスターからは、減免が反映された授業料で納付書が送られます。
- (2) 学費納付期日後に停止・廃止判定された場合  
不足分が追加請求されます。判定された時期によって、追加請求分の支払期限は変わります。

## 12. 個人情報の取り扱いについて

学生の個人情報は、法令および学校法人立命館個人情報保護規定に則り、漏洩・滅失・毀損等がないよう安全に管理いたします。

以上

= お問合せ先・郵送先 =

スチューデント・オフィス 学内奨学金担当  
〒874-8577 大分県別府市十文字原 1-1  
TEL (0977) 78-1124 FAX (0977) 78-1125